

(様式1)  
報道資料提供

提供日	平成 30 年 7 月 13 日 ( 金 )
発表事項 (タイトル)	阪南市、太子町の基幹系システムにおける自治体クラウドの運用に関する協定の締結について
要旨・経緯	<p>阪南市、太子町及び大阪府は、平成30年7月13日に「基幹系システムにおける自治体クラウドの運用に関する協定」を締結しました。</p> <p>【経緯】 平成29年度に、太子町が自治体クラウドを前提としたシステム更新の調達を行い、大阪府と共に協議を進めてきました。平成30年3月に阪南市との共同化を提案した事業者が落札したことを受け、阪南市・太子町の2団体で協議を進めてきた結果、本日付けで協定書を締結しました。</p> <p>【用語】 ○基幹系システムとは 住民情報、税、国民健康保険、国民年金、福祉等の業務システムをいう。</p> <p>○自治体クラウドとは 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。</p>
広報ポイント	<p>○2団体が同じクラウドのシステムを利用することで、災害時の相互支援が可能になります。</p> <p>○大阪府は技術的な助言及びその他の協力を行っており、大阪府の助言による自治体クラウドの取組としては2例目となります。</p>
添付資料	<p>○報道発表資料「阪南市、太子町の基幹系システムにおける自治体クラウドの運用に関する協定の締結について」</p> <p>○基幹系システムにおける自治体クラウドの運用に関する協定書</p>
担当課	阪南市役所 市長公室 秘書広報課 担当：青山 TEL：072-471-5678（内線2313） FAX：072-473-3504